

大都市における京都の放火のすがた

同志社大学 文学部 社会学科 社会学専攻

二澤 亮太

12032048

担当教官 立木 茂雄

はじめに

1 先行研究のレビュー

1.1 犯罪機会論

1.1.1 犯罪機会論の可能性

1.1.2 犯罪に強い空間作り

1.1.3 監視性と領域性

1.2 監視性のもつ影響力

1.3 放火形態の変化

1.4 統計的分析

2 本研究をするにあたっての調査方法

3 調査結果のまとめ

4 京都独自の町作り

4.1 京都の町並み

4.2 天正の地割り

4.3 町家

5 結論

おわりに

はじめに

2年前、新潟中越地震はすさまじい被害をもたらした。私が今まで生きてきた中で2回目の大きな地震である。1つ目は阪神大震災であるが、そのころの私は物事を自分自身が体験しなければ親身になって考えるのは難しい年頃であった。ましてや、ブラウン管を通しての情報ならなおさらである。そして、年を重ねある程度物事を深く考えられるようになった私にとって、新潟中越地震のある報道は大変衝撃的なものであった。それは、レスキュー隊の活動を報じたものであった。自らの命を危険にさらし、他人の命を救おうとする人間の姿に深く感銘を受けたのである。その頃から私は消防士という職業に興味を抱き始めたのだ。しかし、消防に関して知識がないことに気づいた私は、いろいろと調べた。その際、いくつかの消防署のデータを観て、それぞれの消防力に差があることに気づいたので

ある。そこで私は、今住んでいる京都はどのような特徴があり、それはほかの都市と比べどのような違いがあるのかと興味を抱いたのだ。このことが今回の卒業論文の直接のテーマへとつながった。京都と他都市を比べるにあたり、京都を含む政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、広島市、北九州市、福岡市の15都市で比較することにした。

現在、消防では火災は大きな課題の1つとなっている。全国的にみてその数は年々増加の道をたどっており、平成16年中の1日の出火件数は165件となっている。

表1は、各政令指定都市別に出火率を高い順に並べたものである。出火率とは人口1万人における1年間あたりの出火件数をしめすものである。

各政令指定都市別出火率（平成16年中）

表1

都市名	火災件数	出火率
大阪市	1,459	5.5
名古屋市	1,154	5.2
北九州市	494	4.9
神戸市	698	4.6
堺市	344	4.4
千葉市	385	4.2
川崎市	547	4.2
仙台市	421	4.1
静岡市	285	4.1
広島市	462	4
さいたま市	405	3.8
横浜市	1,207	3.4
福岡市	424	3.2
札幌市	518	2.8
京都市	272	1.9

表1より、最高は大阪市の5.5、次いで名古屋市の5.2の順であり、出火率が最も低いのは京都市の1.9である。さらに京都市の出火率の低さは他市と比べて大変低い。

この年の京都市の出火原因をみると、一番多いものは放火（疑い含む）、次にタバコ、てんぷら油である。放火についてはここ数年間トップを維持している。また他の市を火災原因別にみても放火はトップに位置している。

1.1で各都市を火災原因別にみてどの都市も放火件数がトップを占めていた。政令指定都市以外の他の都市でもそれは例外ではなく、それぞれの都市で放火対策を講じている。さ

らには消防庁でも放火が火災原因として主要な位置を占めるようになってきたため、平成9年度から2年間、「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会（委員長 上原陽一横浜国立大学名誉教授）」を設置して放火に関する様々な調査と研究を行い、平成12年には「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布するなど放火に関するさまざまな調査と研究がなされ対策が講じられているほどである。

現在の法律では放火に対する刑は殺人罪よりも重いものとなっている。法律では殺人の罪を刑法第199条「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処す」と定められており、放火の罪は刑法第108条「放火して、現に住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処す」と定められており、公共危険罪として殺人罪より厳しくなっている。放火は、不特定多数の人間の生命、身体、財産に危険をもたらす極めて悪質な行為であるからである。

各政令指定都市の放火件数（平成16年中）

表2

都市名	放火件数	放火率
大阪市	521	2
名古屋市	434	2
さいたま市	165	1.6
川崎市	212	1.6
静岡市	96	1.4
堺市	108	1.4
神戸市	199	1.3
北九州市	134	1.3
横浜市	436	1.2
福岡市	126	1
広島市	110	1
千葉市	90	1
仙台市	100	1
札幌市	116	0.6
京都市	64	0.4

表2は各政令指定都市の放火件数をまとめ、さらにそれを放火率として人口1万人における1年間あたりの放火件数として割り出し高い順に並べたものである。

表2より最高は出火件数でもトップであった大阪市で、次いでまたも出火件数で2番目

に多かった名古屋市である。最低は、出火率でも一番低かった京都市であり、放火率をみても京都市は大変低い数字になっている。

全国的にみて放火は都市部に多く発生している。それは放火火災件数を都道府県別に見るとよくわかり、平成8年中に最も放火火災が多かったのは東京都で2390件、次いで大阪府の1228件、神奈川県885件と続いている。逆に、最も少なかったのは鳥取県で20件、以下宮崎県(23件)、富山県(25件)の順になっている。

これらの都道府県の顔ぶれは、放火火災が多い方も少ない方も、最近では毎年あまり変わっていない。

以上の結果より、火災件数・放火件数のどちらも京都が一番低い数字を出している。ではなぜ京都は都市部にもかかわらずほかの都市と比べ火災件数・放火件数が低いのだろうか。私がここで着目したいのが、古くから歴史を刻んできた「古都京都」ということである。古くから存在する何かが放火件数・火災件数に何らかの影響を与えているのではないだろうか。またその中で、住民のつながりや、領域性・監視性といったものも関わってきているのではないか。これらを踏まえた上でこの論文の研究を進めていきたいと思う。

1. 先行研究のレビュー

まずここでは本研究をするにあたっての先行研究を以下に記していく。

1.1 犯罪機会論

1.1.1 犯罪機械論の可能性

犯罪が起きにくい町とはどんなものかを考えていきたい。その際重要となる考え方として「犯罪機会論」があげられる。それを小宮信夫(2005)は『犯罪は「この場所」で起こる』で明確に論じている。

防犯対策に対する従来の考え方は、犯罪者の劣悪な環境(家庭・学校・会社など)に犯罪の原因を求め、それを除去しようとするのが中心であった。しかしながら、このような処遇プログラムは結局再犯率を下げるができなかった。しかしこの文献では、どのような「場所」が犯罪を引き起こすのか、また、物的環境(道路や建物、公園など)の設計や、人的環境(団結心や縄張り意識、警戒心)の改善を通して、いかに犯罪者に都合の悪い状況を作りだし、予防につなげることが重要であるという考えを述べている。

そもそも日本は長きにわたって「安全」を世界に誇ってきた。戦後、欧米諸国では犯罪が激増したにもかかわらず、日本の犯罪発生率は横ばいを維持し、年々その差を開いていた。その日本のライフスタイルの特徴は、家族、学校、会社、町内会といった集団と一体化することが多かった。家族においては、朝昼晩の食卓は家族全員で囲んだ。学校では通学班などといった固定的な班に所属させ、運動会などでは色別に生徒を分け争わせたりして、個性よりも協調性の向上が図られた。会社では、終身雇用と年功序列の見返りとして、

社員に会社への忠誠心と献身を求めた。町内会では、回覧板などで地域の情報を共有し、さらには交流も深めた。これらにより、さまざまなコミュニティーでつながりが非常に強いものになる。そのようなコミュニティーの中では、集団の一構成員であるという意識が一人一人に働き、構成員としてあるためにはその中でのルールを守らなくてはならざるをえなかった。こういったことにより、日本人は、我慢強く、リスク回避的で、気配りに長け、規律正しくなり、そして並外れた安全を享受していたのである。

しかしながら最近になりその安全性は揺らぎ始めている。日本と欧米諸国との間には依然として大きな差はあるものの、欧米諸国の犯罪率が横ばいとなったため、その差を軽視していると日本の上昇傾向にある犯罪率とは、年々縮まっていく可能性は高いといえるであろう。日本の犯罪率の上昇は、個人よりも集団を重んじるという日本人のライフスタイルが欧米化したことが原因である。つまり集団よりも個人を重んじるようになったのである。それにより、それまで集団であることにより生じていた責任が失われ、ささいなルールが軽視されるようになり、そこからさまざまな犯罪へと発展しやすくなったのである。では欧米諸国はどのようにして犯罪発生率を横ばいにすることができたのであろうか。それを成しえたのが犯罪機械論である。

1.1.2 犯罪に強い空間作り

犯罪機会論について小宮は以下のように述べている。

犯罪機会論とは物的環境の設計や人的環境の改善を通して、犯行に都合の悪い状況を作り出そうとする考え方である。では、犯行に都合の悪い状況を生み、犯罪者に犯行をあきらめさせることができる要素とはどのようなものであろうか。

犯罪が起こる状況を 5WIH の形式で整理してみると、Who（だれが）と Why（なぜ）が犯罪原因論の対象となり、Where（どこで）と When（いつ）と What（何を）が犯罪機会論の対象となる。How（どのように）は、両方の対象になりえるものであり、たとえば、How が「銃器を使って」という場合には、その銃器を手に入れた側（需要者）に注目すれば犯罪原因論になり、銃器を与えた側（供給者）に注目すれば犯罪機会論になる。また、対人犯罪の場合には、What に替わって Whom（だれに）が犯罪機会論の対象となる。

そこで、What と Whom を犯罪者の「標的」として一つにくくり、Where と When と How を犯行の「場所」として一つにまとめ、それぞれについて、犯罪に強い要素を研究成果に基づいて導き出すと、表 1 のようになる。

犯罪に強い三要素

表 3

犯罪の機会（状況）		犯罪に強い要素	ハードな要素	ソフトな要素
標的	What, Whom	抵抗性	恒常性	管理意識
場所	Where, When, How	領域性	区画性	縄張意識
		監視性	無死角性	当事者意識

表1でいう「抵抗性」とは、犯罪者から加わる力を押し返そうとすることであり、ハード面の恒常性（一定不変なこと）とソフト面の管理意識（望ましい状態を維持しようと思うこと）から成る。

「領域性」とは、犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすることであり、ハード面の区画性（区切られていること）とソフト面の縄張り意識（進入は許さないと思うこと）から成る。言い換えれば、領域性は、犯罪者にとって、物理的・心理的に「入りにくい」ということである。

「監視性」とは、犯罪者の行動を把握できることであり、ハード面の無死角性（見通しのきかない場所がないこと）とソフト面の当事者意識（自分自身の問題としてとらえること）から成る。言い換えれば、監視性は、周囲から犯罪者が、物理的・心理的に「見えやすい」ということである。

これらが犯罪に強い要素であり、したがって、抵抗性と領域性と監視性が高ければ高いほど、犯罪機会は少なくなる。

以上の抵抗性・領域性・監視性の三つの要素がうまく作用することで、防犯に強い町がなされるのである。まず物理的・心理的なバリア（領域性）があれば標的への進入を防げ、もし犯罪者が勢力圏の内側に入り込んでも、目撃される可能性（監視性）が高ければ犯行に移る動きを阻止できる。さらに、犯罪者が標的に近づいても、その抵抗性が高ければ犯行を防げるのである。

ここで次に小宮は大阪学校内児童殺害事件（2001）を例としてあげ、その問題点を指摘している。

この事件は、原因論の視点から、「人格障害」が犯罪原因として語られた。私自身も、その当時少年の人格・生い立ち・成長環境などが犯行を起こしたのではないかと考えていた。しかしここで注目しなくてはならないのは、事件が起こった大阪教育大学附属池田小学校が、領域性と監視性の低い場所であったということであると彼は述べている。

まず、領域性の問題である。事件発生当時、この小学校では校門が解放されていた。そのため領域性は低く、犯罪者は容易に進入することができる。実際にこの加害者も、第13回公判において、門が閉まっていれば入らなかったと供述している。

つぎに監視性の問題である。この小学校には死角が多く、監視性が十分に確保されていなかった。正門と校舎との間には大きな樹木があり、それが事務室からの死角を作っていた。また、事務室の机が、正門側の窓に向かって配置していなかったため、事務員が顔を上げてその視線の先に正門はなかった。

このように防犯環境設計の視点に立てば、原因論の視点からは見えない問題点が見えてくるのだ。私の通っていた高校ではどうであろうか。高校は小高い丘の上に見晴らしはよく死角はあまりなかった。しかし、門はなくいつでも誰でも校舎内に入る事ができ非常に領域性は低かった。機会的に見るとあまり防犯がよいとはいえないかもしれない。しかし、私の学校は大変田舎にあったため人口が少なく、山奥であり、観光地でもないため外部からの人の出入りなどはめったになかったため、見知らぬ人が来れば一目でわかるという環境であった。そのため、幸い大阪学内児童殺害事件のような犯罪は起きていない。

以上のようなことから特に注目したいのは「監視性」と「領域性」ということになる。

1.1.3 監視性と領域性

「監視性」と「領域性」は、それぞれハードな要素とソフトな要素を兼ね備えている。

犯罪に強い要素のうち、ハードな要素とは、1.1.2で述べた大阪学内児童殺害事件でみえた門の開閉における区画性（区切られていること）や、正門と校舎の間の樹木、事務室の机の配置といった無死角性（見通しのきかない場所がないこと）。

ソフトな要素は、管理意識（望ましい状態を維持しようと思うこと）、縄張り意識（進入は許されないとすること）、及び当事者意識（自分自身の問題としてとらえること）である。縄張り意識という言葉は、好ましくない意味で使われることが多いが、本来、縄張り意識は、動物に備わった本能の一つであり、非難されるべきものではない。「縄張り」の語源も、自分が植えた稲を他人から守るために、田に縄を張り巡らせて境界を定めることであったといわれており、敵の侵入から守るための城の設計という意味にも用いられていた。また、当事者意識という言葉は、「標的」を犯罪に強くする管理意識を場所にまで拡大・発展し、その「場所」について無関心・無気力・無責任でない心の状態として用いている。

このうち、管理意識は、犯罪者の「標的」としてのものや人についての心の働きなので、犯行の「場所」に関しては、縄張り意識と当事者意識が問題になる。

これらのことはジェームズ・ウィルソンとジョージ・ケリングが1982年に提唱した「割れ窓理論」（Broken Windows Theory）により確証できる。ここでの割れ窓ガラス（Broken Windows）は、縄張り意識（侵入は許さないと思うこと）と当事者意識（自分自身の問題としてとらえること）が低い「場所」の象徴であり、割れた窓ガラスが放置されているよう

な地域では、縄張り意識や当事者意識は到底感じる事ができず、犯罪に対して「しても見つからないだろう」「通報されないだろう」「制止されないだろう」と犯罪者は感じてしまい、安心して犯罪に着手するという事である。

割れ窓理論は、大阪学校内児童殺害事件でみてきた区画性（区切られていること）を高めることによって標的への接近を妨げる物理的なバリアを築こうとするのに対して、縄張り意識を高めることによって心理的なバリアを築こうとするものである。また、大阪学校内児童殺害事件でみてきた無視角性（見通しのきかない場所がないこと）を高めることによって犯行を抑止する物理的な視界を良好にするのに対して、割れ窓理論は、当事者意識を高めることによって心理的な視界を良好にしようとするものである。

このようなことから、割れ窓理論の実践によって縄張り意識と当事者意識が高まった「場所」というのは、「地域性」と「共同性」を基本的特性とするコミュニティという呼び方をされるのにふさわしくなる。割れ窓意識と当事者意識が低い「場所」は単なる地域にすぎないからである。したがって、割れ窓理論はコミュニティ再生の理論でもあるといえる。

割れ窓理論は、地域社会における秩序違反行為への適切な対応を強調する。縄張り意識と当事者意識が高ければ、秩序違反行為が放置されるはずがないからである。

このように、割れ窓理論によれば、犯罪の減少という大きな変化を引き起こすためには、秩序違反行為の減少という小さな変化を起こすことが必要であると考えられている。

1.2 監視性のもつ影響力

大野隆造（2005）はニューマン（1972）の議論を用い、防犯への環境の影響を少し長い引用となるが以下のように述べている。

犯罪の発生率が地域によって違うのはなぜか、同じ地域にありながら低層に比べて高層住宅の犯罪率が高いのはなぜか、集合住宅のこういった場所でこういった犯罪が起きているのか、といった内容の調査をもとに、守りやすい住空間の原則として、1) 領域性、2) 自然監視、3) 建物のイメージと場所柄、を導き出した。

「領域性」とは、動物がなわばりをはって棲みかを守るように、我々人間も誰もが入ることのできるパブリックな表通りからプライベートな家族の住戸まで階層的な領域（テリトリー）を廻らせている状態のことである。同じ団地の住民、同じ住棟の住民がそれぞれ共有するグループ・テリトリーを意識し、その境界を明示することで侵入者の接近を抑える効果があったとした。

領域の境界を示すためのデザインとしては、「関係者以外立ち入り禁止」といった掲示看板、通りからの段差や象徴的なゲート、舗装面の仕上げや塗装色の変化などがあり、それらによって内部と外部が区別され、侵入者に対する心理的なバリアとなる。また、テリトリーに対する住民の支配を強く示す手段として、よく手入れされた植栽

によるランドスケープなど団地内の共用空間のメンテナンスが重要であるとした。住棟とそのまわりの屋外空間との関係が曖昧で誰に属しているかはっきりしないと不法な行為が起きやすい（小林ほか，2000）。高層集合住宅の足元の広々としたオープンスペースは住民の領域性が希薄になりがちで，誰でも侵入しやすい危険な場所となり得る。

「自然監視」は，住民同士が互いに見守ることによって犯罪の発生が抑止されるとするものである。この考え方は，建築ジャーナリストのジェーコブス（Jacobs, 1961）が著した「アメリカ大都市の死と生」において，街路での人々の触れ合いが犯罪を見張る目の存在（eyes on the street）を担保して安全な町をつくっていた，との指摘にまで遡る。自動車中心のロサンゼルスでの当時のレイプの発生率は2番目のセントルイスの倍であったが，これは通りの歩行者が少ないためだとしている。

自然監視のための建築のデザインとしては，見通しのきかない死角となる場所を作らないよう，窓の配置や平面計画を考えることが求められる（大野ほか，1995）。エレベータホールや廊下で人目につきにくい場所は危険とされる。住宅ではないが，ホテルの大吹き抜け（アトリウム）に開けた廊下はエレベータから自室まで自然監視の中を行くことができると安全である。

大野（2005）はこの論文中では，ニューマン（1972）のあげた「建物のイメージと場所柄」については割愛をしているが，私はこの項目についても町家というもののもつイメージと京都という場所柄から，ニューマン（1972）の原則に当てはまると考える。というのも，まず京都という場所は閉鎖的な空間として多くの人に知られているということもあるし，私自身が京都の町家のある地域を歩くと誰かに見られているような感覚を得るからだ。

ここで，ニューマン（1972）の述べる3原則を私なりに解釈してみたい。大野（2005）は建築環境が犯罪に及ぼす影響を考える際，人間が作り出した建築，周囲の環境等のものを総称して構造環境といい，これを人間が作り出した物理的環境の総体のことと述べているが，この構造環境について先ほど紹介したニューマンの犯罪が行われにくくなるための3原則というのは，いかに犯罪を行おうという意志のある人に対して「お前は見られている」という感覚を抱かせるかということが重要であると私は解釈している。つまり，防犯のための構造環境というのは，地域の人々が犯罪を行おうという人を監視しているということが重要なのだ。

1.3 放火形態の変化

樋村 恭一は，放火形態の変化を『都市計画視点から見た「連続放火犯罪」に関する研究』（2001）において以下のように論じている。

放火の発生空間を考えたとき，従来，田舎放火と都市放火に形態が区別されるといわ

れてきた。放火は農村に多い犯罪と考えられてきた。その理由は、農村部は容易に着火物に接近可能な空間環境であること、農村の社会が持つ独特の社会環境（憎悪、嫉妬、羨望などの発生しやすい環境）が放火を誘発させやすいと考えられる。つまり、「恨み、怒り」を動機として生じやすいのが、田舎形の放火である。一方「不満の発散」という動機が多いのが都市放火である。都市はストレスを蓄積するには適した空間である。その都市空間で「不満を発散する」という行為は欲求が満たされないことから生ずる行為である。その発散行動の一つが、しばしば、放火という最も卑劣なこういとなって噴出する。都市空間での放火問題は、都市が都市であるための絶えることない必要悪である。放火の動機と犯人と被害者のとの関係を見てみると、「恨み、怒り」が動機となりやすい田舎形放火においては、被害者と犯人との間に関連が顕著に見られる。それに対して、「不満の発散」による動機が多い都市型放火では被害者と犯人とが無関係なことが多い。しかし、田舎といっても近代化が進むにつれて必然的に都市的要素を含まざるを得ない。つまり近年は、動機の地域特性がなくなってきたといえる。このような放火動機の変化により、より都市空間的な観点から放火を抑制する重要性が高まってきたといえる。

つまり、放火は都市が抱える、切っても切ることのできない問題であり、その形は現代の流れとともに変化しており、今後の都市空間形成において重要な問題点となっている。また、放火の特徴として、「都市化」された地域で放火が多いのは、都市生活の孤独やストレスに加え、「周囲に自分を知る人が少ないので、放火してもわからないだろう」という「都市の匿名性」が大きいということも考えられる。

1.4 統計的分析

上記の1.3で小宮の犯罪機械論で犯罪に強い空間とはどのようなものであるかをみてきたが、樋村もまた『都市計画視点から見た「連続放火犯罪」に関する研究』の中で類似した議論を展開しているので紹介しようと思う。そこでは放火を行いやすい空間について述べている。

樋村は、「空間を制御することで防ぐことのできるのは機会犯罪である。放火する行為そのものは確信的であっても、空間選択においては機会的、つまり放火しやすい空間を選択するはずである」（樋村 2001:3）と述べている。この論文で樋村は、空間における犯罪機会を統計的に議論している。

樋村は、平成元年から平成10年までの10年間の神戸市内で発生した放火火災のデータを分析している。以下でその取り組みを紹介する。

平成10年中の神戸市の全体の火災件数は減少傾向にあったが、全火災件数に対する放火件数（放火の疑いを含む）の割合に着目すると、平成10年中は過去10年間で最大の40%に達していた。大都市ほど放火割合が高く、また都市化が進むと放火の割合も高くなると

いう分析もでている。また平成10年中における消防白書が示す全国の放火の割合は増加している。

さらにこれらの放火火災を分析し放火されやすい空間を分類している。そこで、分類する際、空間をパブリックな空間（建物以外（路上、空地、公園など）・複合用途・その他の建物と敷地内）とプライベートな空間（共同住宅とその敷地内・一般住宅とその敷地内）に分けて考えている。その結果、建物以外（路上、空地、公園など）での放火が圧倒的に多い。放火場所の建物以外（路上、空地、公園など）と複合用途・その他の建物と敷地内を不特定多数の人々の存在が顕著である空間としパブリックな空間、また一般住宅とその敷地内と共同住宅とその敷地内を住民など特定の人々の存在が中心となるプライベート空間を考えると圧倒的にパブリック空間での放火が多く見られている。また複合用途・その他の建物と敷地内、一般住宅と敷地内、共同住宅と敷地内を建物内部・外壁など建物本体とそれに隣接する敷地内の存在物に対する放火、建物以外（路上、空地、公園など）はそれ以外のパブリックな空間に分けてもやはりパブリックな空間における放火が大多数を占めていた。これら二つの見方から考え、一般的に放火はパブリックな空間で発生していることが顕著として現れている。

次に、放火はどのような用途の空間で何に着火しているのかということ、空間の位置づけと出火時間などに着目してマクロな分析を行っている。

まず用途地域ごとの放火発生状況をみってみる。用途地域を住専系地域（第1種低層住宅専用地域、第2種低層住宅専用地域、第2種中高層住宅専用地域）、住居系地域（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域）、商業系地域（商業地域、近隣商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域）にまとめ用途系ごとの集計を行っている。現状の用途地域には様々な地域、制限があるが、住専系地域は用途制限が厳しく、商業系地域は用途制限がゆるいといえ、このことは、住専系地域は均質な空間を有し、商業系地域は猥雑な空間であるといえる。商業系地域は単位面積当たりの放火件数が多く、住専系地域は少ない結果が得られたことより、均質な空間は放火を抑制し、猥雑な空間は放火を誘発するという結果を得ている。

また、出火箇所の用途については、建物以外（公園・路上などの公共空間）が最も多く、ついで複合用途建物（複合用途建物とその敷地内）、共同住宅（共同住宅とその敷地内）、一般住宅の順になっている。時間帯別の発生状況をみると、建物以外の空間は圧倒的に夜間で放火が起きており、建物以外の空間は、路上・公園などの公共空間であることから、自然監視性が放火発生に関係していると考えている。また、一般住宅、共同住宅、複合用途建物も夜間の放火は多いものの建物以外の空間に比べれば夜間の発生割合は低く、これは、それらの空間は昼間でも自然監視が届かない死角があると考えられる。

さらに、樋村は前項の4つの空間をミクロな視点で分析を行い、放火抑制のための空間要素の着目点を考察している。

(1) 建物以外

出火箇所の着火物の内訳は、敷地内においては車両などが最も多くついでゴミ類となっている。放火は瞬間的な犯罪であるから駐車場やゴミ集積場などにおいては人の直接的な監視の間隙に犯行を行うことが容易である。公共空間において着火物の除去は困難な場合が多いので、空間制御の対策としては夜間照明や自然監視性の強化をすることが挙げられている。

(2) 共同住宅とその敷地内

共用部分である廊下、階段、玄関が多いが、居室からも出火している。住宅内共有部分へのアクセスの制御、共有部分から着火物を除去することが重要。

(3) 複合用途建物とその敷地内

複合用途建物ということで、怪しまれずに進入が容易な廊下、死角の多い階段、トイレが出火箇所としては多い。複合用途建物はその使用目的から人の出入りが自由な構造が多く、そのため建物内の放火防止対策は着火物の除去のほか、当該建物の勤務者・居住者の監視性が重要である。

(4) 一般住宅とその敷地内

全体の43%が延焼火災となり、居室に放火された約68%が延焼火災となっている。外周部における着火物の除去やゴミの管理はもとより、進入窃盗犯に対する対策と同様で第一には敷地内へ進入されないことが大切である。

最後に樋村は次のように述べている。

建物以外の空間は、路上・公園などの公共空間であるから、人の自然監視性が放火発生に関係していると考えられる。また、一般住宅、共同住宅、複合用建物は夜間、昼間の差が建物以外の空間より極めて少なく、これは建物構造上、死角が多く昼間でも自然監視が届かない空間があるためと考える。

また、従来からいわれている公共空間などにおけるゴミ管理の問題は放火抑制の重要な要素の一つであるが、さらに共同住宅・複合用建物・一般住宅とそれらの敷地内においては昼間でも放火が発生していることから不審者のアクセス制御や監視性の強化も重要な要素である。

これらの研究は犯罪機械論と非常に類似しており、空間における機会的な犯罪の解釈をしている。

2 本研究をするにあたっての調査方法

今回調査をするにあたり京都市消防局調査課の M 氏と、京都上京区消防署の広報課の A 氏に口頭で京都の消防に関する質問をし、記述するという調査を行った。そして、その記述をログとして資料とする。

3. 結果

京都市消防局は、京都府にある 12 の消防署（分署）と 39 の消防出張所などの統括として中心に存在している。今回消防局では、過去十年の行政別の放火火災件数の資料をいただくのと京都の消防の特徴を中心とした質問を行った。また上京消防署へは、消防局の M 氏より、上京区は比較的に火災や放火が少ないとお聞きしたのでそれはなぜかを質問しに伺った。それらの結果を以下にまとめる。

行政区別放火火災件数（過去 10 年 H9～H18）

表 4

区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	計	全火災件数
平成 9 年	9	3	12	7	3	5	17	18	13	4	18	109	330
10 年	6	0	12	23	3	8	9	7	9	9	40	126	332
11 年	6	4	13	4	4	12	3	21	11	5	35	118	329
12 年	4	2	17	7	3	10	8	16	4	10	31	112	335
13 年	5	2	10	4	0	8	15	20	10	5	20	99	326
14 年	2	3	4	3	4	7	12	12	4	5	20	76	330
15 年	3	3	7	9	0	11	2	14	12	4	17	82	298
16 年	3	2	9	3	2	5	5	9	10	5	11	64	272
17 年	4	4	3	5	7	4	14	9	11	6	18	85	275
18 年	1	1	3	5	7	4	7	6	8	7	19	68	256

表 4 は過去 10 年の行政区別の放火件数である。平成 10 年を境にその数は減少している。それまで放火は減らないものとして京都の消防では捉えていた。しかし、平成 10 年に放火件数が全火災件数に対して四割に突入してしまったため京都の消防は危機を感じ、放火に対するプロジェクトチームを設立した。センサーライトの普及に力を入れ、夜中の放火が減少し始めた。また、放火として数えられないぼやに焦点をあてた。小さなぼやが起きるとその日のうちにぼやが起きた地域を巡回し、またその地域の各家庭にビラを配るという対策を講じるようにした。また、そのぼやに対する対策会議もその日のうちになされる。そういった積み重ねにより放火件数の減少に成功したのである。現在の京都市の放火の現状としては、繁華街や駅周辺での火災が比較的多いようである。その原因として大通りにすぐ面していることがあげられる。大通りがすぐあることで放火犯は容易に逃げることができるからである。住宅地に関しては先ほども述べたセンサーライトの普及により放火の数は少ない。

京都が特に火災・放火が少ない理由として M 氏と A 氏のどちらも共通に住民の意識・住民のつながりであるとのべられた。例えば京都でよく目にするのが防火バケツである。ほとんどの各家庭の家の前にそれは置かれている。また京都の消防団は非常に力が強い。毎月 5 日 20 日は消防団で町を見回っている。そもそも消防団とは地域の住民の人たちが自主

的にボランティアでおこなうものである。つまり、消防団の力が強いということは地域住民のつながりが非常に強いことを意味するものである。また、京都の町で特徴的なのが、ゴミが少ないということである。京都の風習として、朝の軒掃きや水撒きが古くから現在にまで残っていることからわかるように、京都の人々の意識の中に何らかの美的意識が潜在していると思われる。また町の単位としてみても町中へのゴミ箱の設置などと京都の町並みを綺麗に保とうという意識がうかがえる。ではなぜそういった住民の意識・住民のつながりがそれほど強くあるのだろうか。それは学区によるコミュニティーの形成と、古い家が多く親から子へと代々受け継がれ住んでいる方が多いということにある。

学区の特徴は町衆が一つになって作り上げられたものである。そこでの地域住民のつながりは学校を中心として大変密なものであった。現在でも学区単位で住民の活動は続いており、消防もまた学区での活動が行われている。また、昭和三十六年に施行された「災害対策基本法」総則第5条（市町村の責務）で「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない」と定められたのだが、全国的にその組織率は低いにも関わらず、京都市の組織率は100%であった。それは学区による住民のつながりにより自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合おうという意識があったからである。必ず年一回は自主防災部ごとに集まり消防の訓練を受けている。このことが京都の防災体制が比較的早く確立されたことへつながっている。さらに、京都では学区ごとに消防団の分団が設けられている。

古い家が多く親から子へ代々受け継がれ住んでいる方が多いということは、それだけその地域になじみがあり、またご近所との古くからのつながりが多いということになる。このことは、学区による地域住民のつながりの強さの根本となっているといえる。古くから住んでおり、学区の形成、その当時のコミュニティーのあり方を体験しまたそれを受け継いだ子がいるからこそである。

以上では地域の人々に焦点を当ててきたが、京都の消防組織もまた特徴を持っているようである。それは消防組織の防火意識にある。M氏によると全国の消防の火災や放火に対する意識はどうしてもなくすとはできないだろうというものになってしまっているようだ。しかし、京都の消防組織は、火災はゼロにしなくてはならないという思想である。この考え方の都市は少ないようである。定期的に家庭訪問で各一軒一軒を回ることが当たり前であるようにその防火に対する意識の高さは歴然である。

このように、地域住民の防火意識の高さと、消防の防火意識の高さが火災・放火をすくなくしているのである。

4. 京都独自の町作り

これまでどのような要素が原因で火災・放火が少ないのかということを見てきたわけだが、ここではいったんそこから離れ京都独自の町造りの歴史をみていきたいと思う。

4.1 京都の町並み

京都の町並みが独特なのは知ってのとおりである。京都市の市街地は、今もなお、平安京以来の碁盤目状の都市構造を特徴としている。そうでありながら、1200年の間に、都市のかたちは時代の変遷とともにその姿を変えてきた。

東西約4.5km、南北約5.2km、面積約23.4km²の平安京は、延暦13(794)年に同じ京都盆地西南部の長岡京から遷都して誕生した。その造営は、これまでの都づくりを集大成したもので、遷都の前年から延暦24(805)年まで続いた。

左右対称の都市構造をもつ平安京は、中心軸に朱雀大路が南北にとおり、その南端が都の正門である羅城門、北端が内裏や大極殿などからなる平安宮に接していた。

この時期の平安京は、貴族をはじめ地方民の京中近住が進み、細民の流入も見られたが、まだ必ずしも全ての地域における居住や都市活動の実態を備えているわけではなかった。平安京に多くの人々が住み、都市活動が活発になった。9世紀後半火災が頻発し、疫病が流行するなど、いわば都市問題が発生するのその表れである。それにともない、当初の平安京もそのかたちを変えることになる。都市域は、利便性を求めて平安京の左京域にかたよっていく。上級貴族のほとんどは左京の北部に居住し、右京は急速に農村化していく。

10世紀から11世紀にかけては、藤原氏を中心とした貴族政治が展開し、女性の活躍もあって平安貴族らによる王朝文化のもっとも華やかに花開いた時期である。

左京にかたよっていた都市域は、10世紀には北と南で独自の展開をみせはじめる。一条・二条を中心とする北部には貴族の大邸宅や官庁施設が多く、四条から七条あたりには庶民の住宅や店舗・工房がひろがり、北部では「上京」が、南部では「下京」が形成されていく。

貴族の別荘や寺院群が、11世紀後期から13世紀にかけて京域外の白河や鳥羽などで形成され、平安京域という枠組みは、都市の実態としては解体していく。

この時期、北部に位置した平安宮(大内裏)が、荒廃して「内野(うちの)」と称され、14世紀には新たに造営された足利幕府の室町殿と、ほぼ現在地に移転した御所とが北部の中核施設となる。

京都を戦場とした応仁・文明の乱(1467~77年)をとおして、京都は上京と下京という2つの町に凝縮していく。歴史的に京都が都市として最も小さくなった時期である。それと同時に私はこの時期からの京都の町作りの歴史に注目をしている。

応仁の乱後、小さくはなったが、この時期には公家・武家・僧侶・諸職人・諸商人などが混在し、諸階層・諸分野が密接に絡み合う密度の高い都市活動が展開し、凝縮された都市であるがゆえの現代に続く都市文化が熟成された。

またこの時期には、上京と下京に、京都盆地のなかに点在する門前町(上賀茂や西ノ京)

や津(淀や伏見などの港)などに加えて、洛中と洛外とを一体的にとらえて認識されるようになる。いわゆる「洛中洛外図屏風」の世界である。

また16世紀の末、豊臣秀吉は聚楽第や御土居、伏見城の築造などの大規模な都市改造を行った。その結果、市町地には条坊制の街路が復活し、短冊形の町割がなされ、寺町・公家町などがつくられた。秀吉は、大坂や伏見にも都市を築いたので、唯一の中核都市という京都の政治的重要性は薄れるが、近世都市・京都の基礎ができあがる。

次いで、徳川政権による二条城の造営(1603年)により、京都には内裏と二条城という公武の2つの核が並存することになった。また、東西本願寺の成立(1602年)により六条以南の開発(市街地化)が進行した。

18世紀初頭までに京都は産業と文化・観光の成熟した都市として確立する。この時期には、御土居の範囲をこえて近世都市・京都が発展していく。特に、宝永・天明などの大火を契機に市街地の拡大と再整備が進められた。宝永の大火(1708年)では、御所周辺の町家が鴨東などに移転されて新しい市街地を形成するとともに、公家町を含む御所の範囲もほぼ現在の御所の大きさになる。不要な御土居が壊されるのもこの時期である。近世京都の中核施設は二条城と御所であったが、三条通や室町などのメインストリートには、商工業者らによる中心市街地が形成されていた。

東京遷都による京都衰退の危機感は、京都近代化へのバネとなる。京都市政の発足など、近代的な地方自治行政制度の確立過程を通して、近代都市としての都市基盤整備が進められる。明治の中・後期から大正初期にかけての2次にわたる琵琶湖疏水の開さくと上水道の敷設はその最大の事業であった。同時に、市電の建設と基幹道路の拡幅・延長は、近代都市としての発展には欠かせないものであった。

都市域の拡大を展望しながらのこうした都市基盤整備は、大正から昭和初期にかけても継続的に進められて現代の原型としての京都の都市は建設され、拡大発展した。周辺市町村の編入合併もあって、昭和6(1931)年には面積約288km²の100万都市が誕生した。

このような現在の京都の町並みが出来上がってくる歴史において最も注目すべきは、豊臣秀吉の時代に行われた天正の地割または天正地割であろう。この地割によって作られた通りにアクセスするために、京都には路地が作られた。多くは袋小路で、表の通りから路地への入り口には、門が設けられたり住民の表札が掲げられたりすることがよくある。表の家屋の2階が上を覆っている場合もある。このように、京都における路地はきわめて内部的なもので、部外者の通行が自由である通りとは画然とした区別がある。

4.2 天正の地割

平安京の通りは東西、南北とも約120m間隔であり、京内は正形状の町に区画されていた。これらの区画は当初貴族の邸宅や官吏の住居に利用されており、建物が直接通りに接するか否かでの有利不利は特になかった。しかし商業が発達してくると、通りに面した位置が有利であることから、間口が通りに向いた形の建物が増加した。室町時代にはほぼす

すべての建物が間口を通りに向ける形になり、同じ通りの両側の地域が一つの「町」を形成するようになる（両側町）。一方、通りに接しない正方形の中心部は空き地などになり、あまり利用されていなかった。

1590年（天正18年）、豊臣秀吉は南北方向の通りの中間に新たに通りを建設し、これまで空き地だったところを新たな「町」にした。これは聚楽第や御土居の建設、寺院の寺町への移動などと並ぶ秀吉の京都改造事業の一貫である。これにより京の街路は南北120m、東西60m間隔で長方形に区画されることとなり、現在に至っている。

地割が行なわれたのは、東は寺町通から西は大宮通にかけてである。新設された通りの北端は丸太町通、南端は五条通付近となっているものが多いが、後に延長されたものも多い。また四条烏丸を中心とする一帯（下京の中心部）は、地割以前から十分に市街地が発達していたため、通りの新設は行なわれなかった。そのためこの地域では平安京以来の正方形の区画が残っている。

4.3 町家

ここでは、京都独特な町造りの一つである町屋についてふれていく。広い意味では町中にある住居のことであり、狭い意味では町中の職と住の共存する(職住一致)住宅で第2次世界大戦以前の古い商家（しょうか）や町家（ちょうか）をいう。（「まちや」に「町屋」の字を使い、町家は「ちょうか」と言っていたのだが、今は「町家」の方に統一されているようである。また町家大工のことを略して屋大工とも言っていた。）

京都では俗に「うなぎの寝床」といわれ間口が狭く奥行き長い住宅で、正面1階には紅殻格子（べんがらごうし）、2階には虫籠窓（むしこまど）をしつらえ、玄関より裏へ「通り庭」と呼ばれる直線の土間が通っている建物を京町家の典型としている。

さらに町家には伝統的な防災の仕組みがなされている。それらは上記にも記した虫籠窓、火袋、卯建（うだつ）、煙出し、葺と呼ばれるものがある。まず虫籠窓について、明治期までの古い町家の多くは2階部分が低く、その2階の表構えに設けられた窓が虫籠窓である。堅格子が土で塗りこめられている。名の由来は、それが虫籠のように見えることから呼ばれた説と、酒屋、麴屋が米を蒸すのに使用した「蒸子」に似ているからむしここと呼ばれたという説がある。採光や通風のための換気口として、もともとは細い連子格子がはめられていたのが、防火のかたに堅子に縄を巻きつけて塗り込めにするようになった。これが現在の虫籠窓で、2階の外壁を塗り込めることによって、町家の有効な延焼防止策となっている。火袋とは通り庭の上で、屋根裏まで吹き抜けになった空間である。主に台所の排気機能を担う。採光、換気のための天窗や高窓が配されている。次に卯建について、"うだつがあがる""あがらない"と日常会話でよく耳にする言い回しがあるが、語源は卯建のことである。家と家の1階の屋根の境目のあたりに一段飛び出した形で設けられる。これは境界を明確にするとともに、火災の折の類焼防止の役目や煙出しからの火の粉を防ぐ防護壁の役目をしてきた。装飾的な意味合いも強い。煙出しとは、屋根の上に突き出したもう一つの

小屋根のことをいう。台所などの煙を外に出すためにある。煙出しがなく、天窓だけがある町家の方が今は多い。最後に蔵についてだが、母屋とお庭から奥に入った場所に蔵がある。全体が土壁でできているので、延焼防止になる。川越や高山三町の蔵の並びが有名。

5. 結論

調査結果より、京都市の放火件数が少ない理由として一番に挙げられるのが住民のつながりによるものと思われる。そしてそのつながりの大半は学区によってもたらされたものであることがわかった。しかし京都での学区の成立の歴史を見てみると、学区の大元となる歴史的事実があった。それは、4.2で取り上げた天正の地割りである。そもそも学区の元となったのは道路をはさんで形成された町が集まって地域的に連合した自治組織である町組と呼ばれるものである。つまり町組の形成に欠かせなかったのが基盤の目のづくりである。そしてその基盤の目のづくりを確立させたのが天正の地割なのである。

天正の地割がもたらしたメリットは、まず町そのもののスケールが小さくなることにより、組織としてのあり方が容易になることが上げられる。町組みが形成され組織として、今日の京都の町の基盤として残ったのはこのことが大きな要因であるといえるのではないだろうか。先行研究で紹介した小宮の言う監視性や領域性も天正の地割によりさらに得られている。町が数多くあることにより、地域住民は近辺を把握しやすくなり、監視性は非常に高いものとなる。さらに、区画がはっきりとなされていた町では非常に高い領域性が確保されていたのだが、区画がさらに進み町のスケールが小さくなることで、さらに領域を把握しやすくなりより高い領域性を得ている。また、小さな町であることにより、その町の住民との付き合いが高くなるだろう。それにより町としての組織力はさらに上昇し、さらには住民一人一人の当事者意識が強くなる。これらはつまり、小宮が『犯罪は「この場所」で起こる』で述べた犯罪機械論の要素が多く当てはまる。つまり、町の造りそのものが、犯罪に強い町としてできていたのだ。

天正の地割の後、町組は何度か解体・再編成され学区となった。京都は日本で最初に発足したこの町組会所兼小学校を筆頭に組ごとに小学校と町組会所を併設する町組会所兼小学校を設立していった。小学校は単に教育機関であるだけでなく、町会所であり、府の出先機関でもあった。警察・交番や望火楼を設置。塵芥処理や予防接種など保健所の仕事も担っていた。このように小学校は総合庁舎としての機能を果していた。しかし、その経費の一切は町組が負担していたのだ。多くの小学校は、地元有志の寄附や寺社の敷地の一部でまかなわれており、地域住民と非常に密接な関係であった。現在学区は地域の社会福祉をはじめとする地域行政の核となり、京都独自の地域住民の自治単位として機能している。

以上のことから、応仁の乱以後、特に天正の地割りによる京都の町づくりが、監視性や領域性といった犯罪に対して強い町の作りをもたらし、また地域住民のつながりをもたらしたのである。そういったことが、現在の住民の防火意識の高さにつながり、放火件数の

低さにつながっているといえるであろう。

おわりに

京都の放火件数についてみてきたわけだが、他の都市において、放火件数は年々増加している傾向にある。放火だけに限らず、犯罪に強い町づくりがどう展開されていくかが非常に重要になってくると思われる。

防犯の観点から考えると、近年の社会・経済構造の変化がもたらした生活の利便性は、犯罪者、被害者候補となる一般の人々、取り締まる警察のそれぞれの行動に影響を与えている。刑法犯の認知件数は増加を続けており、2002年には2,853,739件と戦後最悪の数値を更新している。検挙率も20%まで低下しており、「安全神話」は崩壊したといってよい。こうした現状にともない、市民の犯罪に対する意識も変化し、防犯に高い関心を示すようになってきた。生活における利便性の追求という方向性をもつ現代社会において、防犯という観点と一致しない場合も多いという認識を踏まえ、現在の犯罪発生の実態を正確に把握したうえで、効果のある防犯対策を策定していく必要がある。

従来、都市の安全についての議論は主として、地震や火災や水害等の物的な被害のみに関心が向けられ、都市計画と防犯は関係ないものとして考えられがちであった。そのため、日本では犯罪に対する安全性を欠いたまま都市形成が行われてきた。その都市構造は犯罪に対する脆さを内包しているため、そうした都市空間の死角を突いた身近な犯罪が多発し、国民の脅威になってきている。こういった状況を改善し高い防犯水準を維持していくには、都市の物的構造そのものが備える防犯性能の向上が重要な決め手として浮かびあがっている。したがって、都市や建築の計画・設計の段階から防犯性能に関する検討をすること、既存の市街地の空間構造や土地利用を計画的に誘導変化させることで、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを進めていかなければならない。本来の都市の機能からすれば、住環境、都市環境に関わる根本的要素として、まちの中に、あるいは建物の中に前もって防犯性能を埋め込んでおくことは、都市計画や建築の分野では大変重要なことであり、そのあり方を模索することが重要課題となっている。

[注]

[文献]

小宮信夫、2005、『犯罪は「この場所」で起こる』光文社新書。

[参考 URL]

大野隆造、2005、「構築環境と犯罪」

(http://www.h4.dion.ne.jp/~jssf/text/doukousp/pdf/200510/0510_1620.pdf,2007.2.1)。

樋村恭一，2001，『都市計画視点から見た「連続放火犯罪」に関する研究』

(http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/02_machizukuri/machizukuri1303_02/machizukuri1303_02.htm,2007.2.1) .